

教職課程の質保証のためのガイドラインの検討の進め方について

教職課程は、小学校や中学校などの免許状の種類、また、それを設置する大学、大学院、短大などの学校の種類等により多様であるが、こうした多様な教職課程の質保証に関する取組が各大学等の状況に応じて実施しやすいよう、ガイドラインとしては大枠を示すこととして、以下のような論点について検討してはどうか。

なお、その際、教学マネジメント指針など高等教育全体の状況を踏まえて検討することが必要ではないか。

【論点例】

1. 自己点検・評価

- (1) 自己点検・評価にあたっての手順、実施間隔、実施単位、実施体制などの基本的な考え方について、大枠としてどのような内容を示すことが適当か。
- (2) 自己点検・評価の観点について、大枠としてどのような内容を示すことが適当か。

2. 全学的な組織体制

- (1) 教職課程センターや教職課程のカリキュラム等を協議する委員会など、全学的に教職課程を実施する組織体制の構築に関して留意すべき事項について、大枠としてどのような内容を示すことが適当か。
- (2) 全学的な組織体制に求められる役割について、大枠としてどのような内容を示すことが適当か。

